

東京都死因究明推進協議会設置要綱

平成27年4月22日 26福保医安第1291号

最終改正 令和5年10月18日 5保医医安第433号

(設置)

第1 東京都における死因究明に係る体制の確保及び充実並びに死因究明に係る施策の推進を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的として、東京都死因究明推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱において、「死因究明」とは、死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするために検案し、又は検案によっても死因の判明しない場合に行う解剖（死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第7条に基づき遺族の承諾を得て行う解剖及び同法第8条に基づき監察医が行う解剖）を行い、その死因を明らかにすることをいう。

(協議事項)

第3 協議会は、次の事項について協議し、協議結果等を保健医療局長（以下「局長」という。）に報告する。

- (1) 死因究明に係る体制の確保及び充実に関すること。
- (2) その他死因究明に係る施策の推進及び公衆衛生の向上に関し、局長が必要と認める事項。

(構成)

第4 協議会は、次に掲げる者のうちから、局長が委嘱し又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) 関係団体の代表 3名以内
- (3) 関係機関の代表 2名以内
- (4) 多摩・島しょ地域監察医務業務を担う大学法医学分野の教授 2名以内
- (5) 行政機関の代表 3名以内

(任期)

第5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第6 協議会には座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、局長の指名により、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第7 協議会は、局長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第8 会議及び会議に関する資料、会議録等（以下「会議録等」）は、原則として公開する。ただし、座長又は委員の発議により出席委員の過半数で決議したときは、会議又は会議録等の全部又は一部を公開しないことができる。

(事務局)

第9 協議会の円滑な運営を図るため、東京都保健医療局医療政策部医療安全課及び東京都監察医務院事務室に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

第10 第7による協議会へ出席した委員及び座長に求められて会議に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した協議会への出席に対する謝礼の総額を翌月の末日までに支払うものとする。

(補足)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月18日から施行する。